

第142号議案

令和4年度 長崎市一般会計補正予算(第10号)

目次	ページ
《2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費》	
〔歳出の補正〕	
【単独】市民センター施設整備事業費 施設改修	3 ~ 4
〔繰越明許費の補正〕	
【単独】市民センター施設整備事業費 施設改修	5
〔債務負担行為の補正〕	
琴海さざなみ会館指定管理	6
琴海南部しらさぎ会館指定管理	7
大浦地区ふれあいセンター指定管理	8
脇岬地区ふれあいセンター指定管理	9
《2款 総務費 1項 総務管理費 16目 地域振興費》	
〔歳出の補正〕	
【単独】離島・過疎地域振興対策事業費 野母崎田の子地区再整備	10 ~ 12
〔繰越明許費の補正〕	
【単独】離島・過疎地域振興対策事業費 野母崎田の子地区再整備	13

中央総合事務所
東総合事務所
南総合事務所
北総合事務所
令和4年11月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	3-1	【単独】市民センター 施設整備事業費 施設改修	千円 4,700

1 概要

長崎市古賀地区市民センターにおいて、新型コロナウイルス感染症対策として、換気を行いながら空調を使用する中、本年7月に空調のフル稼働により負荷が生じ、動力系変圧器の電流超過が発生し、動力が停止する事案が発生した。原因調査を行った結果、現在の変圧器では真夏の空調フル稼働時の容量が不足していることが判明した。

今後も夏季においては動力の停止、ひいては施設近隣の停電など波及事故を引き起こす恐れがあり、また、当市民センターは拠点避難所でもあることから、安全かつ安定的な電力の供給が可能となるよう、動力系変圧器の容量を増加する改修工事を行うもの。

2 事業内容

施設名	事業内容	事業費 (千円)	施設概要
古賀地区市民センター	動力系変圧器 改修工事 (変圧器の容量増： 50kVA→75kVA)	4,700	【第1棟】 建築年月：平成6年6月 所在地：古賀町948番地1 構造：鉄骨造2階建 延床面積：932.96㎡ 年間利用者数：20,789人 (市民センター) (R3年度)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 4,700	千円 —	千円 —	千円 4,700	千円 —	千円 —

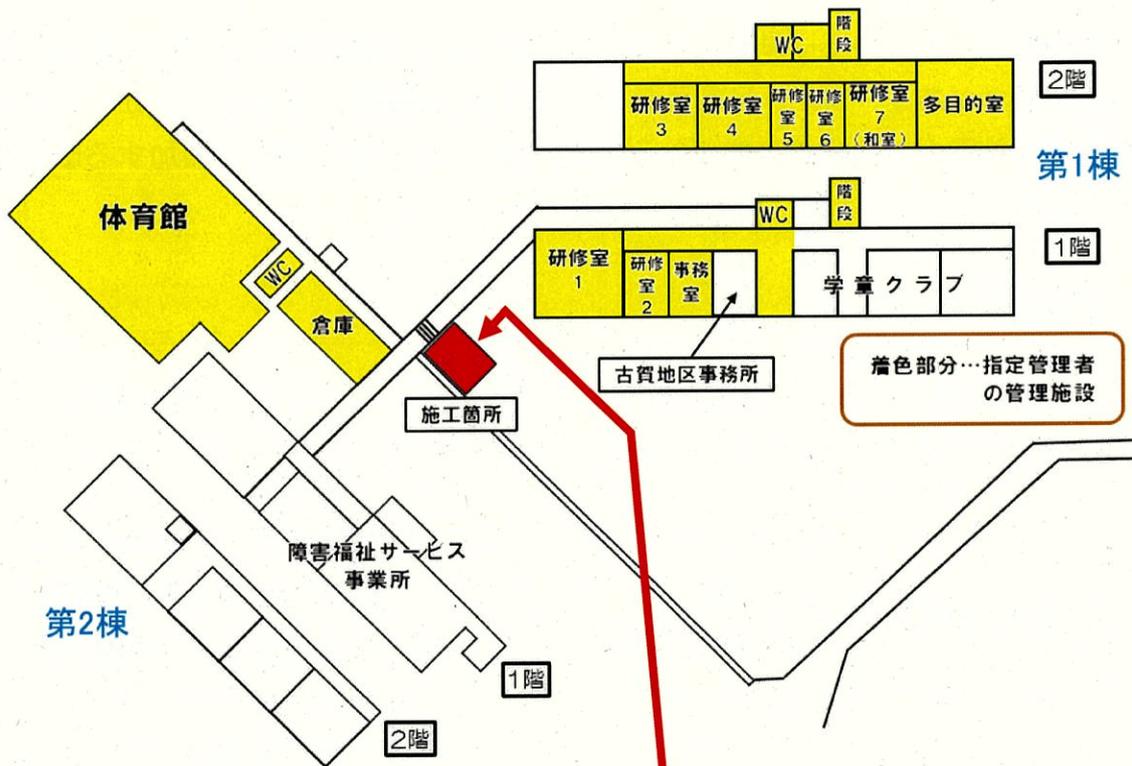
※地方債：緊急防災・減災事業 充当率100%（交付税措置率70%）

4 スケジュール

項目	令和4年度				令和5年度								
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
動力系変圧器 改修工事	工事依頼・入札・契約												
	→						発注・納品・工事						
					→								

※製品の納品に約8ヶ月間かかる見込み。

5 配置図等



【センター外観】



【動力系変圧器】



[繰越明許費]予算説明書 40～41 ページ

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費

(単位:千円)

事務所	事業名	金額		財 源 内 訳				
				国庫支 出 金	県支出金	地方債	その他	一般財源
東総合 事務所	【単独】市民 センター施設 整備事業費 施設改修	予算現額	4,700	—	—	4,700	—	—
		支出予定額	—	—	—	—	—	—
		繰越明許額	4,700	—	—	4,700	—	—

繰越理由

製品の納品に約8ヶ月間かかり、年度内に工事が完了しない見込みであるため。

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第3表 ページ	事 項		
7	琴海さざなみ会館指定管理	令和5年度から 令和9年度まで	千円 31,235

1 債務負担行為の目的

長崎市琴海さざなみ会館の管理において、琴海町さざなみ会館運営委員会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和5年度から令和9年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳 【単位：千円】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
6,247	6,247	6,247	6,247	6,247	31,235

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費） 【単位：千円】

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
収入	利用料金	198	198	198	198	198	990
	収入計(A)	198	198	198	198	198	990
支出	人件費	4,716	4,716	4,716	4,716	4,716	23,580
	運営費	1,399	1,399	1,399	1,399	1,399	6,995
	修繕料	330	330	330	330	330	1,650
	支出計(B)	6,445	6,445	6,445	6,445	6,445	32,225
市所要額(B)-(A)		6,247	6,247	6,247	6,247	6,247	31,235

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 31,235	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 31,235

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第3表 ページ	事 項		
7	琴海南部しらさぎ会館指定管理	令和5年度から 令和9年度まで	千円 34,055

1 債務負担行為の目的

長崎市琴海南部しらさぎ会館の管理において、琴海南部しらさぎ会館運営委員会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和5年度から令和9年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
6,811	6,811	6,811	6,811	6,811	34,055

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
収入	利用料金	676	676	676	676	676	3,380
	収入計(A)	676	676	676	676	676	3,380
支出	人件費	5,329	5,329	5,329	5,329	5,329	26,645
	運営費	1,828	1,828	1,828	1,828	1,828	9,140
	修繕料	330	330	330	330	330	1,650
	支出計(B)	7,487	7,487	7,487	7,487	7,487	37,435
市所要額(B)-(A)		6,811	6,811	6,811	6,811	6,811	34,055

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 34,055	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 34,055

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第3表 ページ	事 項		
7	大浦地区ふれあいセンター指定管理	令和5年度から 令和9年度まで	千円 32,852

1 債務負担行為の目的

長崎市大浦地区ふれあいセンターの管理において、北大浦地区コミュニティ協議会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和5年度から令和9年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳 【単位：千円】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
6,249	6,566	6,679	6,679	6,679	32,852

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費） 【単位：千円】

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
収入	利用料金	541	541	541	541	541	2,705
	収入計(A)	541	541	541	541	541	2,705
支出	人件費	4,992	4,992	4,992	4,992	4,992	24,960
	運営費	1,468	1,785	1,898	1,898	1,898	8,947
	修繕料	330	330	330	330	330	1,650
	支出計(B)	6,790	7,107	7,220	7,220	7,220	35,557
市所要額(B)-(A)		6,249	6,566	6,679	6,679	6,679	32,852

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 32,852	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 32,852

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第3表 ページ	事 項		
7	脇岬地区ふれあいセンター指定管理	令和5年度から 令和9年度まで	千円 35,635

1 債務負担行為の目的

長崎市脇岬地区ふれあいセンターの管理において、脇岬コミュニティ協議会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和5年度から令和9年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
7,127	7,127	7,127	7,127	7,127	35,635

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
収入	利用料金	80	80	80	80	80	400
	収入計(A)	80	80	80	80	80	400
支出	人件費	5,336	5,336	5,336	5,336	5,336	26,680
	運営費	1,651	1,651	1,651	1,651	1,651	8,255
	修繕料	220	220	220	220	220	1,100
	支出計(B)	7,207	7,207	7,207	7,207	7,207	36,035
市所要額(B)-(A)		7,127	7,127	7,127	7,127	7,127	35,635

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 35,635	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 35,635

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	2 総務費	1 総務管理費	16 地域振興費	1-1	【単独】離島・過疎地域 振興対策事業費 野母崎田の子地区再整備	千円 20,000

1 概要

長崎のもぎき恐竜パーク(以下、「恐竜パーク」という。)については、令和3年10月29日のオープン以降、多くの方が訪れており、土日祝日には常設の駐車場が満車となり、本来、こどものかげっこやボール遊びなどを想定し、整備した多目的広場を臨時駐車場として使用せざるを得ない状況が続いている。

今後も一定の利用者を想定する中、駐車場が慢性的に不足することが見込まれることから、恐竜パーク庭球場を廃止し、常設の駐車場を新たに整備するため増額するもの。

なお、恐竜パーク庭球場の廃止については、「第152号議案 恐竜パーク条例の一部を改正する条例」において提案している。

2 事業内容

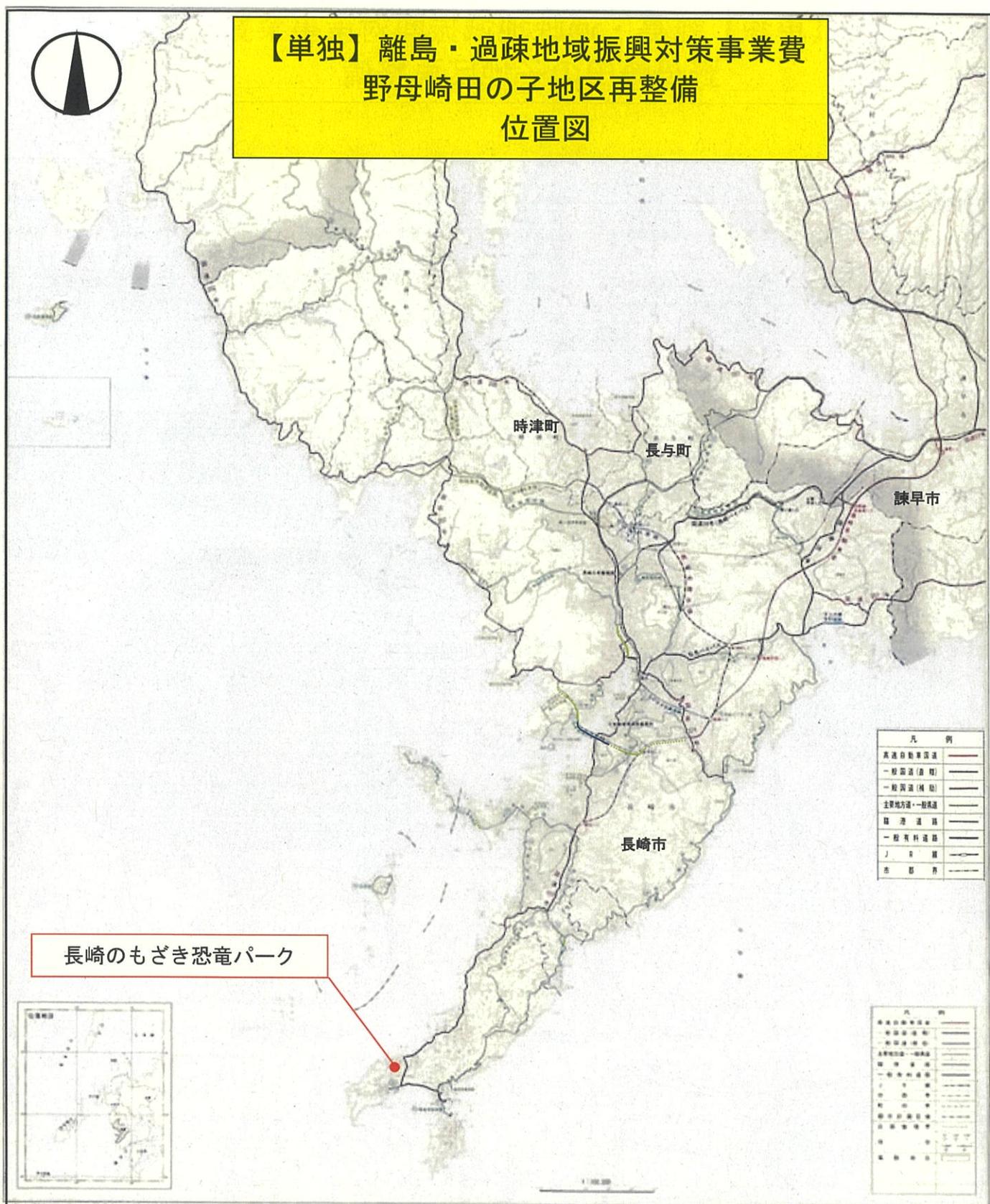
事業内容： 駐車場整備(面積 1,930 m²・駐車台数 80 台) 一式 20,000 千円

3 財源内訳

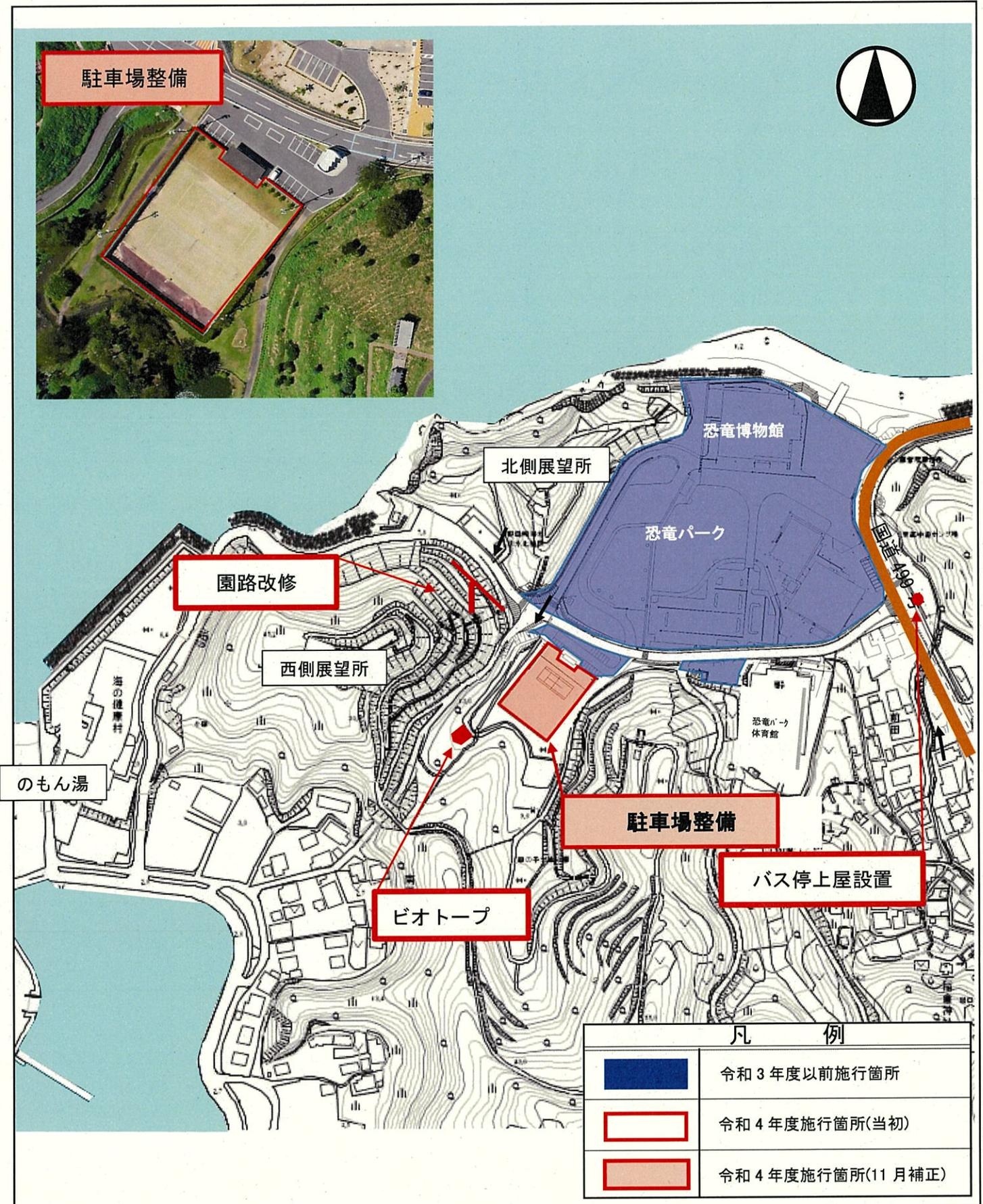
	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当初予算額	30,000	—	—	30,000	—	—
11月補正	20,000	—	—	20,000	—	—
補正後	50,000	—	—	50,000	—	—

※ 過疎対策事業債 充当率 100%(交付税措置率 70%)

【単独】離島・過疎地域振興対策事業費
野母崎田の子地区再整備
位置図



【単独】 離島・過疎地域振興対策事業費
野母崎田の子地区再整備



凡 例	
	令和3年度以前施行箇所
	令和4年度施行箇所(当初)
	令和4年度施行箇所(11月補正)

〔繰越明許費〕予算説明書 40～41 ページ

2款 総務費 1項 総務管理費 16目 地域振興費

(単位:千円)

事務所	事業名	金額		財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
南総合事務所	【単独】離島・過疎地域振興対策事業費 野母崎田の子地区再整備	予算現額	50,000	—	—	50,000	—	—
		支出予定額	30,000	—	—	30,000	—	—
		繰越明許額	20,000	—	—	20,000	—	—

1 繰越理由

長崎のもぎき恐竜パークの来場者に対応するため、長崎のもぎき恐竜パーク庭球場を廃止し、新たに駐車場を整備する予定であるが、年度内に工事が完了しない見込みであるため。

2 完成予定時期 令和5年4月